

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(案)新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百十二号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

別表		改正案		別表		現行	
五百十 六十八 百二十 七	(略)	五百十一 ラ	T〇九九三 一	一〇五 百十四	(略)	医療機器の名称	基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本工業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	使用目的、 効能又は効果
(略)	(略)	手術においてステープルの 打ち込み又はステープルの 打ち込み及び組織の 切離に用いること(高度 管理医療機器であるステ ープルを内蔵するものを 除く)。		(略)	(略)		
五百十 六十八 百二十 七	(略)	五百十一 ラ	T〇九九三 一	一〇五 百十四	(略)	医療機器の名称	基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本工業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	使用目的、 効能又は効果
(略)	(略)	手術に使用するステープルの 打ち込みに用いること(高度 管理医療機器であるステ ープルを内蔵するものを 除く)。		(略)	(略)		